

「AOZORA Global Business Partner」利用規定

「AOZORA Global Business Partner」利用規定（以下「この規定」といいます。）は、当行所定の手続を完了した法人（以下「契約者」といいます。）がインターネットに接続された当行所定のOSおよびブラウザを備えるパーソナルコンピュータ等の端末機器（以下「パソコン」といいます。）を使用して当行提供の外国送金Web受付サービス「AOZORA Global Business Partner」（以下「本サービス」といいます。）を利用する場合の当行の取扱いを記載したものです。本サービスの利用にあたっては、この規定の最新版および別途定める「外国送金取引規定」を遵守のうえ、本サービスを利用するものとし、この規定と「外国送金取引規定」との間に齟齬がある場合、本サービスに関してはこの規定が優先的に適用されるものとします。この規定において使用する用語の定義は、この規定に別段の定めがない限り、「外国送金取引規定」に従うものとします。契約者は、この規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第1条（AOZORA Global Business Partner）

本サービスは、契約者が、自ら占有・管理するパソコンからインターネットを通じて当行所定の取引等の依頼をする場合に、当行所定の前提要件が充足されていることが当行において確認できることを条件として、利用することができます。

第2条（利用可能なサービス）

契約者は、本サービスとして、以下の外国為替取引を依頼する機能を有する外国送金Web受付サービスを申し込むことができます。

- ①外国向送金取引
- ②国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建て送金取引
- ③「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、その後の改正も含みます。以下「外為法」といいます。）」上の居住者と非居住者との間における国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建て送金取引
- ④その他、①から③までの各取引に準ずる取引

第3条（利用申込）

(1) 利用可能な契約者

本サービスをご利用いただける契約者は、次の各号すべてに該当する方とします。

- ①当行所定の基準を満たし、当行が利用を認める法人の方
- ②国内にある当行の本支店に円貨の普通預金口座もしくは円貨の当座預金口座を保有する方
- ③自ら占有・管理するパソコンからインターネットを利用可能な環境にある方
- ④この規定の適用に同意する方

(2) 利用申込書の提出

本サービスの利用を希望する場合、当行所定の本サービスに関する利用申込書を当行に提出することにより申込手続を行ってください。本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）は、当行が申込を適当と判断し承諾した時点で成立するものとします。

(3) 次の各場合、当行は申込を承諾しないことがあります。この場合、申込者は異議を述べないものとします。

- ①申込時に当行が確認した事項の全部または一部に虚偽があることが判明した場合
- ②その他、当行が利用を不適当と判断した場合

(4) 申込の承諾後であっても、申込者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当行はその承認を取り消す場合があります。この場合、契約者は、本サービスの利用により発生した義務についてこの規定に従って履行する責任を免れないものとします。また、この場合に生じた損害について、

当行は、理由のいかんを問わず、いかなる責任も負わないものとします。

- (5) 当行が利用申込書に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、印章（または署名）または利用申込書につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第4条（契約者による利用者の指定・操作権限の設定）

- (1) 契約者は、本サービスの全部または一部の取引を行う者として、次の各号に定める者（以下総称して「利用者」といいます。）を指定し、利用者別に操作権限を設定するものとします。

① マスターユーザ

契約者を代表する利用者（以下「マスターユーザ」といいます。）は1名のみ登録可能です。マスターユーザの登録は必ず行ってください。マスターユーザは、すべての取引を行うことができます。また、自身を含むすべての利用者を管理することができます。

② 管理者ユーザ

管理者権限を有する利用者（以下「管理者ユーザ」といいます。）は、マスターユーザが登録するものとします。

③ 一般ユーザ

一般ユーザ（管理者権限を有しない利用者をいいます。）は、マスターユーザまたは管理者ユーザが登録するものとします。

- (2) すべての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録が必要です。

- (3) 契約者は、利用者の行為を監督し、この規定を遵守させ、利用者による本サービスの利用について、いっさいの責任を負うものとします。

第5条（パソコンの動作環境）

- (1) 契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、契約者の負担および責任において本サービスの利用に適したパソコンの動作環境を準備し維持するものとします。

- (2) 本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコンその他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

第6条（利用口座・代表口座）

- (1) 契約者は、本サービスで利用する利用口座および利用口座のうちから代表口座1口座を当行所定の方法により届出るものとします。ただし、利用口座および代表口座の預金種目および通貨は当行が指定するものに限り、口座数は当行所定の口座数までとします。

- (2) 当行は、前項の預金種目、通貨および口座数を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。この場合、契約者は異議を述べないものとします。

- (3) 利用口座および代表口座は国内にある当行本支店における契約者名義の口座に限ります。

- (4) 代表口座は、送金手数料その他本サービスにかかる手数料の引落口座とします。

- (5) 利用口座は、第2条各号に定める送金取引の送金代わり金の引落口座（以下「外国送金資金引落口座」といいます。）を兼ねるものとします。

第7条（本サービスの利用日・利用時間等）

- (1) 本サービスの利用日および利用時間は、当行が定めた利用日および利用時間内（以下「取扱時間」といいます。）とします。

- (2) 回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合には、取扱時間中であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

第8条（手数料等）

（1）手数料等の種類

本サービスの利用にあたっては、当行が別に定める所定の手数料等（送金手数料、組戻手数料その他の手数料等を含みます。）を消費税・地方消費税相当額とともに申し受けます。

（2）手数料等の支払方法

前項の手数料等は、当行所定の日に、当行所定の取引関連諸規定（以下「関係規定」といいます。）の定めにかかわらず、通帳、証書、各種請求書、当座小切手その他いっさいの提出を要することなく、代表口座から当行所定の方法により自動的に引落します。ただし、当行所定の取引時に限り、代表口座以外の利用口座を前項の手数料等の引落口座として指定できるものとします。

第9条（本人確認等）

（1）認証方式（ログイン方法）

①当行では、本サービスを利用する際の認証方法（ログイン方法）は「電子認証方式」のみの取扱いとなります。

②初回利用登録

- A. 当行は契約者あてに「ご利用開始のお知らせ」を契約者の届出住所に送付し、初回利用登録に必要な情報の一部を通知します。
- B. マスターユーザは、代表口座の取扱店、種目および口座番号のほか、利用申込書に記載した「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」を当行所定の方法でパソコンに入力し送信してください。
- C. 前記B. で入力・送信された情報と当行で登録済の情報との一致を確認した場合、当行は契約者とみなしますので、続けて「ログインID」「ログインパスワード」および「確認用パスワード」を登録してください。

③電子証明書

- A. 契約者は、本サービスについて発行される電子証明書を、当行所定の方法により、パソコンにインストールするものとします。その際、「ログインID」および「ログインパスワード」が必要となります。
- B. 電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
- C. 当行は契約者に事前に通知することなく電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
- D. 本サービスが解約された場合、電子証明書は無効となります。
- E. 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡・廃棄する場合、契約者は事前に当行所定の方法により電子証明書の削除（失効手続）を行うものとします。また、新しいパソコンを使用する場合には、当行所定の方法により電子証明書の再インストールを行うものとします。

（2）本人確認

契約者は、本サービスを利用する際には、当行の定める方法および手順に従って、「電子証明書」「ログインパスワード」および「確認用パスワード」（以下総称して「本人認証情報」といいます。）の全部または一部を当行に送信するものとし、当行は、受信した本人認証情報と登録済の本人認証情報との一致を確認することにより、契約者について本人確認を行うものとします。

（3）取引意思の確認

当行は、前項の本人確認および第11条第(2)項の依頼内容の確定が完了した時点で、次の各号を確認したものとして取扱います。

- ①正当な取引権限を有する利用者により行われた契約者の有効な意思による依頼であること
- ②当行が受信した第11条第(2)項の依頼内容はすべて真正なものであること

（4）本人認証情報等の利用に関する留意事項

- ①本人認証情報の厳重な管理

本人認証情報は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。なお、当行役職員（当行が本サービスに関する業務を委託する会社の役職員を含みます。）から契約者に本人認証情報をお尋ねすることはありません。

②届出

本人認証情報が第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は、当行所定の時間内に当行所定の書面により届出るものとします。この届出があったときは、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に依頼を受付けて行った取引により生じた損害については、当行の過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。

③失念

本人認証情報を失念した場合、契約者は、契約店に当行所定の書面を提出することにより、パスワードの再発行の手続を行うものとします。

④誤入力による利用停止

契約者が登録済の本人認証情報と異なる本人認証情報の送信を当行所定の回数以上連続して行ったときは、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合、契約者は、前号に準じて、パスワードの再発行の手続を行うものとします。ただし、当行が当該手続を行わない取扱いを適当と認めたときは、この限りではありません。

⑤定期的な変更・管理

安全性を高めるため、契約者は本人認証情報を定期的に変更するとともに、第4条第(3)項で定める契約者の利用者管理を厳正に行うこととします。

第10条（電子メール）

(1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用開始にあたり、契約者はあらかじめインターネットを介してサービス利用登録を行うこととし、その際、ユーザ名と利用者の電子メール（Eメール）アドレスを登録することとします（登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます。）。

(2) 電子メールの利用

①当行は資金の移動を伴う取引依頼の受付結果やその他の告知を登録アドレスあてに送信します。

②登録アドレスを変更する場合には、利用者がサービス画面から変更登録を行うこととします。

(3) 電子メールの利用に関する留意事項

当行が登録アドレスあてに送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第11条（依頼方法）

(1) 依頼の方法

契約者は、第9条第(2)項に定める本人確認後、依頼内容を当行の定める方法および手順により、正確に当行あてに送信するものとします。

(2) 依頼内容の確定

当行は、契約者からの依頼内容をパソコンに表示するので、契約者は、その内容を確認のうえ、当行の定める方法および手順により依頼内容を当行に送信するものとします。契約者からの依頼内容は、これを当行が受信しその内容を当行が確認した時点で確定するものとします。

(3) 取引内容の記録

契約者は、契約者が必要と認める場合には、当行所定の方法および期間内に、本サービスによる取引内容を、契約者のパソコンから、契約者の責任においてご確認ください。また、当行は、本サービスによる取引内容、契約者からの依頼内容に係る通信記録等を電磁的記録等により当行所定の期間保存し、契約者から当行所定の方法による要請がある場合には、合理的と認める範囲でその照会に応じます。

なお、契約者と当行との間で本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の内容を真正なものとして取り扱います。

第12条（届出事項の変更）

（1）変更の届出

- ①契約者は、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他の届出事項に変更がある場合には、直ちに契約者から書面その他当行所定の方法により届出てください。ただし、届出事項のうち、代表口座の変更は、本契約の解約・再申込の方法により行ってください。
- ②前号の場合、当行は遅滞なく変更処理を行います。
- ③当行が前号の変更処理を行う前に依頼を受付けて行った取引により生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

（2）通知等の延着・未着

前項に定める届出事項の変更の届出がなかったなど、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第13条（契約者情報の取扱い）

本サービスの利用に関し、当行は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関係会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができます。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、契約者の情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができます。

第14条（日本国外からの利用）

- （1）本サービスは、日本国外からの利用について各国の法令・制度・通信事情・パソコンの仕様その他の事由により本サービスの全部または一部の利用ができない場合があります。契約者は、本サービスを日本国外において利用する場合は、自らの責任で予め該当国の法令等を確認し、遵守するものとし、日本国外からの利用によって生じた損害について、当行が責任を負わないことに同意します。
- （2）当行は、外為法、その他の適用法令に基づく規制対象となる取引については、契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中止、停止または中断することがあります。
- （3）各国の法令その他の変更により、本サービスが特定の地域で利用できなくなった場合には、当行からの通知により本サービスの一時利用中止、もしくは解約を行うことができます。

第15条（禁止行為）

（1）譲渡・質入れ

契約者は、理由のいかんを問わず、本契約上の地位その他本サービスに係るいっさいの権利を、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に貸与その他の利用をさせることはできません。

（2）不適当・不適切な行為

契約者は、本サービスにおいて次の各号の行為をしてはなりません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②犯罪に結びつく行為
- ③風説の流布、その他法律に反する行為
- ④他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑤他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- ⑥他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為
- ⑦他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為

- ⑧本サービスの運営を妨げるような行為
 - ⑨本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
 - ⑩当行の信用を毀損するような行為
 - ⑪自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
 - ⑫前各号のほか、当行が不適当・不適切と判断する行為
- (3) 契約者は、前項に該当する行為または契約者の責めに帰すべき事由により、当行に直接的または間接的に損害を与えた場合、当行に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。また、契約者がかかる行為または事由により、第三者に直接的もしくは間接的に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場合、契約者は、自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、当行はいっさいの責任を負いません。

第 16 条（秘密保持）

契約者は、この規定に定める場合を除き、本サービスの利用により得た当行の情報を第三者に漏えいしないものとします。なお、本条の定めは本サービスの解約後、終了後も効力を有するものとします。

第 17 条（契約期間）

本契約の契約期間は、契約日から起算して 1 年間とします。契約者または当行から相手方に対して特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日からさらに 1 年間継続することとし、以降も同様とします。

第 18 条（解約・一時停止等）

(1) 任意解約

本契約は、当事者の一方の都合により、相手方に通知することによりいつでも解約できます。

(2) 解約の通知

① 契約者から当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。なお、解約は、当行の解約手続が終了した後に有効となり、その前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

ただし、当行所定の期間は即時に解約できない場合があります。この場合、当該期間中はこの規定が適用されます。

② 解約の通知を当行が書面により行う場合において、当行が契約者あて解約の通知を届出の住所あてに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、契約者との相互の信頼関係に疑義が生じる事由（本サービスの利用として不適切であるなどをいうが、これに限らない。）が発生したと判断した場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約することができます。

(4) 契約の終了

次の各号の事由が一つでも生じた場合には、契約者に事前に通知することなく本契約は終了するものとします。本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本契約が終了もしくは解約された場合、これらにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

① 契約期間が満了したとき

② 前 3 項により契約が解約されたとき

③ 代表口座が解約されたとき

④ 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する国内外法上の手続開始の申立があったとき

⑤ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分（これに準ずる措置を含む。）を受けたとき

⑥ 住所変更の届出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明と

なったとき

⑦前各号のほか、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき

(5) 利用口座の解約の場合の取扱い

利用口座が解約されたときは、その口座に係る限度において本サービスは解約されたものとみなします。

(6) 処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

(7) 手数料等の清算

契約者は、当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担しているときは、解約時に全額を支払うものとします。

第 19 条（不正利用による損害）

(1) 本人確認情報の盗用等により、第三者に本サービスを不正に利用され生じた取引については、契約者の責めによらず生じ、かつ当行所定の事項をすべて満たす場合、契約者は当行に対し、当該取引に係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

(2) 当行は、契約者の請求が前項に定める内容であることを確認のうえ、当該取引に係る損害について、一事故あたり当行所定の限度額の範囲内で補てんするものとします。

なお、一事故とは、期間に関係なく同一の犯行等による被害と当行が判定する事故をいいます。

第 20 条（免責事項等）

(1) 相当の注意をもって第 9 条第(2)項に定める本人確認を行ったうえは、パソコン等、本人認証情報および依頼内容等について偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、第 19 条による補てん責任を負う場合を除き、責任を負いません。

(2) 契約者による本サービスの利用に伴い当行または契約者の指定する口座から引落した金額の全部または一部を契約者に返金する場合、当行は、別に定めがあるときを除き、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴い契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 次の各号の事項に起因して契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

①災害、事変、輸送途中の事故、不可抗力による障害、裁判所等公的機関の措置等の事由または当行の責めに帰することができない事由により、取扱いに遅延、停止または不能が生じたとき

②当行の責めに帰することができない事由により、端末・通信機器、回線・通信網、コンピュータ等に故障、障害等（電話不通その他の通信手段の故障、障害等を含みます。）があったとき

③当行または金融機関の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

④当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき

⑤前各号のほか、当行の責めに帰することができないとき

(4) 次の各場合、そのために契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

①当行が契約者の届出住所に送付する「ご利用開始のお知らせ」に添付した初回利用登録に必要な情報の一部が、郵送上の事故等、当行の責めに帰することができない事由により、契約者以外の第三者の知り得るところとなった場合

②契約者の届出住所または利用者の登録アドレスが、当行の責めに帰することができない事由により、第三者の住所または電子メールアドレスになっていた場合

③契約者から送信、通知された本人認証情報および依頼内容等が、回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、契約者以外の第三者の知り得るところとなった場合

④第 11 条第(3)項に定める記録の保存期間経過後、当行がこれらの記録等を消去したことにより損害

が生じた場合

⑤本サービスの利用による取引内容等について、契約者と当行との間で疑義が生じ、第 11 条第(3)項による取扱いをした場合

- (5)本サービスの利用において、契約者が記名押印した利用申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、印章またはそれらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (6)当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (7)この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。
- (8)契約者がこの規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は当該契約者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第 21 条（規定の変更等）

- (1)本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2)本サービスの取扱時間、利用限度、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。
- (3)第(1)項および第(2)項の改廃および変更については、当行が適当と認める方法及び範囲で告知します。
- (4)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (5)前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 22 条（関係規定の適用・準用）

この規定に定めのない事項については、関係規定の定めにより取扱います。

第 23 条（弁護士費用）

本契約の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁護士費用が発生したときは、当事者は所定の費用を支払うものとします。

第 24 条（準拠法・管轄）

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 25 条（外国送金サービス）

(1)依頼方法

本サービスを利用した外国送金取引(第 2 条第 1 項①から④に定める取引をいいます。以下同じです。)の依頼は、権限を付与された利用者が第 9 条第(2)項に定める本人確認手続を経た後に、パソコンを通じて当行所定の方法で外国送金取引の申請を行い、その後承認権限を付与されたユーザにより取引が承認され、それらが当行に伝達されることでなされるものとします。利用者が外国送金取引の依頼を行う場合は、外国送金依頼内容が外為法その他の日本もしくは外国の法令等に抵触する取引、または各国における公序良俗に反する取引に関するものでないことを必ず確認したうえで手続するものとします。また、外為法、その他の日本の法令等に基づく許可・承認を受け、または、届出を行う義務を負っている場合には（これらの許可、承認、届出を総称して以下「許可等」といいます。）、必要な手続

を完了していることを証明するものとして、当該許可等にかかるライセンス番号、ライセンス日付、その他の必要な情報等を外国送金依頼内容に入力するとともに、当行所定の受付時限までに当該書類を当行に提出するものとします。外国送金依頼内容にライセンス番号、ライセンス日付、その他の必要な情報等が入力されていない場合には、当行は、利用者が当該送金依頼については許可等が不要である旨当行に対して申告したものと取り扱います。なお、当行は、当該送金依頼が外為法上、またはその他の日本の法令上実行可能なものであることを確認できるまでは、送金手続を行いません。かかる取扱いを行うことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 依頼内容の確定

利用者による前項の依頼について、第 11 条第 2 項により送金依頼内容が確定し、当行が送金資金を受領した時点で送金委託契約が成立し、送金依頼が確定したものと、当行が定めた方法で各取引の手続を行います。当行は、契約者が支払うべき送金資金を、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、払戻請求書または当座小切手等の提出を受けることなく、利用者が外国送金の依頼内容において指定した外国送金資金引落口座から引落しのうえ、当行所定の方法で処理します。なお、当行は、送金資金の引落しは、利用者の送金依頼確定後に行い、利用者の請求がない限り、送金資金の引落し内容にかかる通知を省略します。かかる取扱いによって当行に損害が生じた場合には、契約者は、その損害を賠償するものとします。

(3) 依頼内容の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、パソコンによる依頼内容の変更または取消はできないものとします。ただし、当行がやむを得ないと認めた場合は、送金資金の引落し前に限り、当行は、契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、その手続を行います。依頼内容の変更または取消に関して、当行、関係銀行および支払銀行で発生した費用は、契約者が全て負担するものとします。当行による 支払指図の対外発信完了時点以降に依頼内容の変更または取消を行う場合は、外国送金取引規定第 11 条所定の外国送金の組戻し手続によるものとします。

(4) 送金の中止、取消等

当行は、外国送金取引規定第 4 条第 3 項各号に定める事由のある場合、次の各号に該当する場合、当行が受信した外国送金依頼に瑕疵（不具合）がある場合、その他当該外国送金取引の実行が適切でないと判断した場合には、送金依頼の受付を行わず、または委託契約の成立後であっても、当行は、契約者に対しての通知することなく送金委託契約を解除し、送金手続を中止し、または取消をすることができるものとします。そのために契約者その他の第三者に生じた損害について、当行は責任を負わないものとし、また、当行に損害が生じた場合には、契約者はその損害を賠償するものとします。

① 当行所定の時限に送金資金と送金手数料の合計額が外国送金資金引落口座の支払可能残高を超えるとき（外国送金資金引落口座以外の口座における残高の有無を問わないものとします。）。ただし、外国送金資金引落口座からの引落しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引落しの総額が外国送金資金引落口座より引き落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。なお、いったん送金資金等の決済が不能となった外国送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても送金はい行われません。

② 外国送金資金引落口座が解約済のとき。

③ 契約者から外国送金資金引落口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。

④ 差押等やむを得ない事情があり当行が支払を不適当と認めたとき。

⑤ 本サービスによる依頼が当行所定の取扱期日または当行所定の時限より後になされたとき。

⑥ 届出と異なる本人認証情報の送信を、当行所定の回数連続して行ったとき。

⑦ 外国送金が外国為替関連法規その他の適用法令に違反するとき、または、適用法令等に基づく手続がなされていないとき。

⑧ 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき。

⑨ 外国送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき。

⑩その他不可抗力等の理由により、手続きできない事態が発生したとき。

(5)取引依頼の効力

利用者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と契約者との取引において契約者が署名または印章を押印した書面と同等の法的効力を持つものとします。

(6)支払等報告書作成

外為法上、契約者が支払または支払の受領に関する報告書を当局あてに提出する必要がある場合には、契約者自身で作成のうえ、当行または当局あてに提出するものとします。

以 上

実施日：2025 年 6 月 2 日